

西山公園出店要領
桜の開花時期からつつじの開花時期まで

1. 出店について

○公園使用料

1日 1㎡使用につき200円

(使用料算定期間は、営業開始日から営業終了日までとします。なお、雨天時に営業しなかった場合も減額はしません。)

支払方法：現金払い・振込払い

○申請に必要なもの

- ① 公園使用許可申請書
- ② 平面図 (売場の配置図：手書き可)
- ③ 飲食物販売の場合は、保健所の営業許可書の写し
- ④ キッチンカーの場合は、車検証の写し

2. 使用位置について

公園管理者が指定する場所とします。

出店位置は、前日までに配置図にてご案内いたします。

3. 出店お断りについて

下記に該当した場合は、出店をお断りする場合があります。なお、出店をお断りする際の判断基準は公表しませんのでご容赦ください。

- ① 出店準備面積より申込多数の場合
- ② 会場の都合や安全上の問題による場合
- ③ 新型コロナウイルス等により西山公園入園禁止となった場合

4. その他

中央広場にて出店する場合は、路面清掃料が発生する場合があります。

5. 申請方法

公園管理事務所へご持参ください。

6. 申請締め切り

令和6年2月29日(木)

■ 申請・お問い合わせ先

鯖江市公園管理事務所内 パークサポート有限責任事業組合
〒916-0027 鯖江市桜町3丁目7-20 TEL0778-51-1001